

下関市教育委員会
議案 第39号

下関市立美術館の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年10月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市立美術館の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(下関市立美術館の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 下関市立美術館の設置等に関する条例（平成17年条例120号）の
一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第
18条の規定に基づき、」を削る。

第11条中「法第20条」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第2
3条第1項」に改める。

(下関市立考古博物館の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 下関市立考古博物館の設置等に関する条例（平成17年条例第122
号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第
18条の規定に基づき、」を削る。

第11条中「法第20条」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第2
3条第1項」に改める。

(下関市立歴史博物館の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 下関市立歴史博物館の設置等に関する条例（平成28年条例39号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第
18条の規定に基づき、本市に」を削る。

第12条第1項中「法第20条第1項」を「博物館法（昭和26年法律第

285号) 第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法の改正に伴い、所要の条文整備を要することから、令和4年第4回市議会定例会に議案として上程するため。

新旧対照表

●下関市立美術館の設置等に関する条例

旧	新
(設置)	(設置)
第1条 市民の教育、学術及び文化の向上に資するため、 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）</u> 第18条の規定に基づき、次のとおり美術館を設置する。	第1条 市民の教育、学術及び文化の向上に資するため、 _____ 次のとおり美術館を設置する。
(略)	(略)
(美術館協議会)	(美術館協議会)
第11条 <u>法第20条</u> _____ の規定により、美術館に下関市立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。	第11条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。）</u> 第2 3条第1項の規定により、美術館に下関市立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
2~5 (略)	2~5 (略)

●下関市立考古博物館の設置等に関する条例

旧	新
(設置)	(設置)
第1条 市民の教育、学術及び文化の向上に資するため、 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）</u> 第18条の規定に基づき、次のとおり考古博物館を設置する。	第1条 市民の教育、学術及び文化の向上に資するため、 _____ 次のとおり考古博物館を設置する。
(略)	(略)
(考古博物館協議会)	(考古博物館協議会)
第11条 <u>法第20条</u> _____ の規定により、考古博物館に下関市立考古博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。	第11条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。）</u> 第2 3条第1項の規定により、考古博物館に下関市立考古博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
2~5 (略)	2~5 (略)

●下関市立歴史博物館の設置等に関する条例

旧	新
(設置)	(設置)
第1条 市民の教育と文化の向上に資するため、 <u>博物館法</u> （昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、本市に次のとおり博物館を設置する。	第1条 市民の教育と文化の向上に資するため、_____
(略)	(略)
(協議会の設置)	(協議会の設置)
第12条 <u>法第20条第1項</u> の規定により、博物館に下関市立歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。	第12条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。）第23条第1項</u> の規定により、博物館に下関市立歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2~6 (略)	2~6 (略)

博物館法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概 要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとともに【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参照して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとする【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

○ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

目次	
第一章 総則（第一条—第十条）	
第二章 登録（第十一条—第二十二条）	
第三章 公立博物館（第二十三条—第二十八条）	
第四章 私立博物館（第二十九条・第三十条）	
第五章 博物館に相当する施設（第三十一条）	
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

改 正 前

目次	
第一章 総則（第一条—第九条の二）	
第二章 登録（第十条—第十七条）	
第三章 公立博物館（第十八条—第二十六条）	
第四章 私立博物館（第二十七条・第二十八条）	
第五章 雜則（第二十九条）	
附則	

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第一条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行

るのと「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第二十二条 (略)

(削る)

第三章 公立博物館

(削る)

第十六条 (略)

第十七条 削除

第三章 公立博物館

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならぬ。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。）の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十三条 (略)

(博物館協議会)

第二十条 (略)

下関市教育委員会
議案第40号

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年10月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第38条第1号の表中「第20条第2項」を「第23条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法の改正に伴い、所要の条文整備等を行うため。

新旧対照表

●下関市教育委員会事務分掌規則

旧			新		
名称	担任する事務	庶務を処理する組織	名称	担任する事務	庶務を処理する組織
(略)			(略)		
下関市立考古博物館協議会	博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第2項の規定</u> による考古博物館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	考古博物館	下関市立考古博物館	博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第2項の規定</u> による考古博物館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	考古博物館
(略)			(略)		
下関市立美術館協議会	博物館法 <u>第20条第2項</u> の規定による美術館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	美術館	下関市立考古博物館	博物館法 <u>第23条第2項</u> の規定による美術館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	美術館
下関市立歴史博物館協議会	博物館法 <u>第20条第2項</u> の規定による歴史博物館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	歴史博物館	下関市立歴史博物館協議会	博物館法 <u>第23条第2項</u> の規定による歴史博物館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	歴史博物館